

<p>営業日及び営業時間</p>	<p>営業日 市場の開場日と同一とする。 営業時間 午前5時30分から午後0時30分（営業部門） 午前7時00分から午後3時30分（総務部門）</p>
<p>取扱品目</p>	<p>野菜・果実及びこれらの加工品。</p>
<p>生鮮食料品の引渡方法</p>	<p>当社の卸売場で引き渡しをします。 但し、条例47条第3項の規定により卸売する場合には当該場所で引渡しを行うこととします。</p>
<p>委託手数料、その他の生鮮食料品等の卸売に関して出荷者又は買受人に負担いただく費用</p>	<p>(受託販売) 委託手数料 野菜及びその加工品 8.5% 果実及びその加工品 7.0% 通信費・運送料・送金手数料・保管料・調整費 その他当社が立て替えた費用は出荷者様の負担とします。 (買付販売) 個別に協議の上決定。 (買受人に負担いただく費用) 通信費・運送料・送金手数料・保管料・調整費 その他当社が立て替えた費用は買受人の負担とします。</p>
<p>生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び販売方法</p>	<p>(受託販売) 委託者との特約がある場合を除き、受託物品の販売をした翌日までに売買仕切金を委託者に送金します。 (買付販売) 個別に協議の上決定。 (当市場に買参権のある買受人) 各所属組合の指定による支払日・支払方法となります。 (当市場に買参権のない買受人) 個別に協議の上決定。</p>
<p>売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金</p>	<p>・出荷奨励金（当該市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため出荷者に対して交付する奨励金） ・完納奨励金（卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者等に対して交付する奨励金） 出荷奨励金・完納奨励金の種類・内容・交付基準等に関しては、浜松市中央卸売市場業務条例及び当社の定める各奨励金の規定に基づくものとします。</p>

上記には通常の取引における主な取引条件を記載しております

実際に当社と取引される際は必ず下記連絡先までお問合せください。

(連絡先電話番号：053-427-7051)